

令和 8 年度

緑の架け橋



子・親（PTA）・学校をつなぐ
～すこやかな生活の実現に向けて～

奥州市立胆沢第一小学校
胆沢第一小学校PTA

目次

はじめに	P.1
家庭学習の約束	P.2～3
家庭学習の内容	P.4～7
家庭学習の仕方（3年生以上）	P.8
タブレット PC を使うときの約束	P.9
一日の生活のめあて	P.10
学習用具のきまり	P.11
校外生活のきまり	P.12
スクールバス乗車のきまり	P.13
すこやかな生活	P.14～15
学校感染症の種類と出席停止期間の基準	P.16
本校の特別支援教育について	P.17
参考資料	P.18～20
学校いじめ防止基本方針	P.21～27

はじめに

1 子どもと家庭（PTA）と学校をつなぐ架け橋に…

胆沢第一小学校では、本校PTAと協働して、年間を通して、お子さんと話し合っ実践すること、親子で確かめ合っほしいこと等を小冊子「緑の架け橋」にまとめています。

また、この小冊子を通して、学習や生活での目標やきまりを確認して理解し合うことで、充実した学校生活ができるように取組をお願いします。

2 よい生活リズムづくり（早寝・早起き・朝ごはん）をめざして

早寝・早起き・朝ごはんは、小学生の時期において、特に大切です。

この小冊子では、低・中・高学年の早寝・早起きの時刻の目安も示しています。しかし、お子さんの早寝・早起きの時刻は、保護者の仕事、家族構成やスポ少活動等、それぞれの家庭の事情により多少違いがあります。

そこで、家庭内で話し合いをし、お子さんの学年に応じて早寝・早起きの目標時刻を決め、実行できるよう取組をお願いします。

また、朝ごはんをきちんととることも、毎日の習慣として身に付けてほしいです。小学生の学習は、集中できる午前中が特に重要です。エネルギーのもとになる朝ごはんは、とても大切です。ご協力をよろしくをお願いします。



家庭学習の約束(全学年共通)

かていがくしゅう

家庭学習のやくそく

いさわだいいちしょうがっこう
胆沢第一小学校

□ 決まった時刻に学習します。

掃除からいつ始めるか、始める時刻を必ず決めましょう。なるべく毎日決まった時刻にすること。これを続けて習慣になると、勉強が楽になります。

□ 目標を決めて取り組みます。

(例)漢字を○字覚える。ドリルを○ページする。

目標を決めるとやる気が出ます。目標を達成すると満足感が得られ、次のやる気につながります。目標を立てるときに数を入れて考えるのがコツです。

はじめから無理な目標を立てないで、だんだんとレベルアップをしていきましょう。

□ 落ち着ける場所で学習します。

毎日勉強する時間を決めましょう。近くに気が散ってしまうようなものがあったら片付けましょう。(マンガ本、ゲーム、おもちゃなど)

自分の学習目標や計画表が、見えるところにはってあるといいですね。

□ テレビや音楽は消します。

テレビを見ながら、音楽を聴きながら、おかしを食べながら…の「ながら勉強」は、学習内容が頭に入りません。

勉強する時間、テレビを見る時間、ゲームをする時間などを決めて、勉強する時は集中できる習慣をつけましょう。

□ 机の上は整頓します。

教科書、ノート、ワーク等、学習で使うものをきちんとならべて勉強すると、学習がスムーズに進みます。

机の上をいつもきれいにしておく習慣をつけましょう。

ただ しせい つくえ すわ
□ 正しい姿勢できちんと机に座ります。

いすに深くこしかけて、背筋を伸ばして座りましょう。正しい姿勢で学習すると、能率があがります。

休憩をとることも大切です。上手に休憩がとれるようにしましょう。

からだぜんたい つか がくしゅう
□ 体全体を使って学習します。

か き よ め みみ くち て つか
(書く・聞く・読む、 目・耳・口・手を使う)

教科書を見ているだけでは、なかなか頭に入りません。声に出して読んだり、大切なところをノートに書いたり、ワークの問題に挑戦したり、体のいろいろなところを使うようにしましょう。頭に入りやすくなります。

とき きょうかしよ み しら
□ わからない時は、教科書を見たり、調べたりします。

わからないことがわかるようになる。そうすると成績はあがります。しかし、わからないところを勉強するのが、一番大変です。

10分調べたり、考えたりしてもわからなかったら、翌日、先生に教えてもらいましょう！

けいかくてき かていがくしゅう すす
計画的に家庭学習を進めよう！

- 勉強時間を決めよう。(家に帰ったら、なるべく早くとりかかる。)
- 生活リズムを整えよう。(早寝、早起き、朝ごはん)
- 目標をもって努力しよう。(がんばったら、自分にごほうびを！)

がくしゅうじかん
学習時間のめやす
(読書時間も入れて)

ねんせい ぶん 1・2年生	20分以上
ねんせい ぶん 3・4年生	30～40分
ねんせい ぶん 5・6年生	50～60分

家庭学習の内容(1～6年生)

こくご

かていがくしゅうのないよう

1,2年^{ねん}

【おんどく】

- おおきなこえで、はっきり よめるように しましょう。
- くとうてん(「、」や「。」)に ^き気をつけて、すらすら よめるように しましょう。
- まいにち つづけて れんしゅう しましょう。

【かくこと】

- ^{ただ}正しいしせいで、ていねいに ゆっくり かきましょう。
- ひらがな・カタカナ・かん字を ^じ正しい ^{ただ}かきじゆん・かたち・おくりがなで かけるように、ていねいに れんしゅう しましょう。
- こくごの きょうかしの ^{ただ}ぶんを、^{ただ}正しく はやく かきうつせる ように れんしゅう しましょう。

さんすう

- かずの よみかた・かきかたを れんしゅう しましょう。
- まずは、ゆっくり ^{ただ}正しく けいさん できるように しましょう。
- ^{ただ}正しく けいさん できるように なったら、すこしずつ はやく できるように れんしゅう しましょう。
 - ◆ たしざん・ひきざんの れんしゅうを しましょう。
 - ◆ 【かけざんを べんきょうしたら】^く九九を すらすら いえるように れんしゅう しましょう。

そのほか

- たのしかったことや うれしかったことを、じぶんのことばで、えにつきや につきに かいて みましょう。
- おうちでの しごと(手つだい)に チャレンジ しましょう。
- なわとびや てつぼうなど、たいりよくづくりに チャレンジ しましょう。
- けんぱんハーモニカの れんしゅうを したり、どうしよくぶつの かんさつを したりしてみましょう。
- すきな本を^{ほん}たくさんよみましょう。

【音読】

- 毎日音読する習慣を身に付けましょう。
- 文章を正確に読むことができるようにしましょう。
- 主人公の気持ちやじょうけいをそうぞうして読みましょう。

【書くこと】

- 正しい書き順で、正確に文字が書けるようにしましょう。
- とめ、はね、はらいに気をつけて、ていねいに練習しましょう。
- 国語の教科書の文章を、正しく書き写せるように練習しましょう。

【言葉】

- 国語辞典や漢字辞典を手元に置き、使い方になれましょう。
- ことわざや慣用句を調べてみましょう。

算数

- 教科書やドリルを使って、習ったことをくり返し練習しましょう。
- かけ算やわり算が、正しくはやくできるように練習しましょう。
- 三角定規や分度器、コンパスなどが正確に操作できるようにくり返し練習しましょう。

そのほか

- 地域社会の文化や産業、自然にふれる体験をしましょう。
- 音楽のリコーダーで習った曲の練習をしましょう。
- なわとびや鉄ぼうなど、体力づくりにチャレンジしましょう。
- 好きな本をたくさん読みましょう。
- ◎ がんばりノート(自主学習)にちょうせんしましょう。
 - <例> ◆国語… 語句の意味調べ、熟語集め、短文づくり。
 - ◆算数… 問題づくり、単位を書いて覚える。
 - ◆自分に合った問題集に挑戦する。(間違いを大切に)

【音読】

- 毎日音読する習慣を身に付けましょう。
- 情景を思い浮かべながら感情を込めて読むなど、自分のめあてを決めて練習しましょう。
- 詩や俳句などを暗唱したり、朗読したりしましょう。

【書くこと】

- 正しい書き順で、正確に文字が書けるようにしましょう。
- とめ、はね、はらいに気をつけて、ていねいに練習しましょう。

【言葉】

- 意味が分からない言葉を調べましょう。

算数

- 教科書やドリルを使って、習ったことをくり返し練習しましょう。
(間違えた問題を大切にしよう。印をつけておこう。)
- わからない問題は、教科書やノートを見て考えましょう。

理科

- 教科書の重要語句と観察・実験方法、結果を見直しましょう。
- 授業で学習したところを復習しましょう。
- テレビや新聞などで話題になる自然や科学に関することに興味をもちましょう。

社会

- 教科書を、声を出して何回も読もう。
- キーワードについて、ノートに書いてまとめよう。
- 教科書に出てくる資料や絵、グラフから分かることを書いてみよう。そして、特色や全体的な傾向をつかもう。
- e ライブラリやプリントで復習しよう。

英語

- 英単語をノートに何度も書いて覚えよう。そして覚えられたかテストしてみよう。できなかつたら、再度練習しよう。
- 熟語の例文を書いて、使い方を覚えよう。
- 教科書の本文をノートに書き写して、日本語訳を書いてみよう。
- 授業で学習する新しい表現文を書いて覚えよう。
- ワークの問題に挑戦しよう。できなかつたところは、もう一度復習しよう。

そのほか

- なわとびや鉄ぼうなど、体力づくりにチャレンジしましょう。
- 好きな本をたくさん読みましょう。
- ◎ がんばりノート(自主学习)に挑戦しましょう。
 - 〈例〉 ◆ 国語... 語句の意味調べ、熟語集め、短文づくり
 - ◆ 算数... 問題づくり、補充の問題に取り組む。
 - ◆ 理科... 観察や実験のまとめ、実験器具の扱い方
 - ◆ 社会... 都道府県の位置を地図で確認する。
歴史年表を作る。歴史上の人物を調べる。
 - ◆ 自分に合った問題集に挑戦する。(間違いを大切に)

家庭学習が終わったら

- 次の日の持ち物の準備をしましょう。
- 筆箱の中を確かめましょう。
(けずった鉛筆5本、消しゴム、赤ペン、青ペン、定規)
- 道具をかばんに入れましょう。
- 読書をしましょう。
- クロームブックを充電しましょう。(忘れずに学校に持って行こう。)

かていがくしゅう しかた 家庭学習の仕方

ねんせいじょう
3年生以上の方へ

1 いえ べんきょう じこく き 家で勉強する時刻を決めておく。

まいにち おな じこく はじ つづ しゅうかん
毎日なるべく同じ時刻に始めましょう。それを続け、習慣になると
べんきょう らく
勉強することが楽になります。

2 さいしょ しゅくだい 最初に、まず「宿題」をやる。

しゅくだい かたづ
まず、宿題を片付けて、すっきりしましょう。

3 ふくしゅう ひ 復習はその日のうちにやる。

きょうがくしゅう ないよう きょうかしよ ふ かえ
今日学習した内容を、教科書、ノートで振り返ってみよう。

4 じかん よゆう よしゅう ちようせん 時間に余裕があるときには、予習にも挑戦！

つぎ なら きょうかしよ よ . . . こうか
次に習うところの教科書を読むだけでも、かなり効果があります。

ふくしゅう がっこう まな
復習すると、学校で学んだことが、
じぶん ちから
自分の力になります。

ふくしゅう わす
○復習しないと、すぐ忘れてしまします！

よしゅう じゅぎょう
予習をすると、授業が
たの
楽しくなります。

ぎもん あす じゅぎょう
○疑問をもって、明日の授業にのぞもう！

かていがくしゅう つづ しゅうちゅう がくしゅう
家庭学習を続けると、集中して学習できるようになります。

べんきょうじかん き せいかつ とどの もくひょう どりよく
○勉強時間を決める。○生活リズムを整える。○目標をもって努力する。

タブレット PC を使うときの約束

奥州市では、全校児童に学習用パソコンとして一人1台を配布されます。

学校の学習の他にも、家庭でパソコンを使った宿題（AIドリル）をしたり、調べ学習をしたりします。

学校では、4月はじめに全学級で以下の内容を指導します。各ご家庭でもご覧になり、趣旨をご理解の上、お子様が家庭でも使用する際の指針としてください。

タブレットPCを使う時の約束

～奥州市立胆沢第一小学校～

〇はじめに

児童のみなさん、胆沢第一小学校では、一人一人がタブレットPCを使って学習をすることができます。学校での学習や日々のいろいろな場面で、学びを深めるために活用していきましょう。

〇使い方について

- (1) タブレットPCは、学習用に使います。
- (2) 学校でのルールや先生の指示を守って使うようにしましょう。
- (3) タブレットPCは、ていねいにあつかいましょう。(みんなのものです)
- (4) 正しい姿勢で使しましょう。
- (5) 水でぬれそうな場所や熱いものの近くなどには、置かないようにしましょう。
- (6) 落ちそうなところや踏まれそうなところには、置かないようにしましょう。
- (7) 情報モラル(著作権、肖像権、SNS利用のルール)を守りながら、正しく使しましょう。
- (8) 学習に関係のないWebサイトを見てはいけません。
- (9) 学習に関係のない写真や動画をとってはいけません。
- (10) 自分や他人の個人情報(名前、住所、写真、電話番号、メールアドレスなど)をインターネット上に上げてはいけません。
- (11) 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりするような書き込みをしてはいけません。
- (12) タブレットPCを家庭で使えるのは夜8時までです。

☆上の「使い方」が守れる人は、名前をかきましょう。

年 組 番 名前



一日の生活のめあて

項目	目標のおこない	項目	目標のおこない
起きる	・ 6時30分までに起きましょう。	下校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下校時刻を守りましょう。 (バス時刻の10分前) ◆月、火、水、金→午後4時 ◆木→午後2時40分 ・ 寄り道をしないで決められた道を帰りましょう。
朝食	・ しっかりと食べましょう。		
登校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決められた集合場所に、集合時刻を守って行きましょう。 ・ 休む時は、班長や学校に連絡しましょう。 ・ 自分から進んで朝のあいさつをしましょう。 ・ 8時10分までに登校し、教室に入りましょう。 	家に帰ってから	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車に乗るときは安全のためにヘルメットをかぶりましょう。(努力義務) ・ よその家に行った時は、あいさつをして遊びましょう。 ・ 遅くても、次の時刻には家に帰りましょう。 ◆3月～10月→午後5時 ◆11月～2月→午後4時
学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャイムがなる前に、席に着き学習準備をしましょう。 ・ 先生や友達の話聞きましょう。 ・ 発表するときは、最後まで言いましょう。 	手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家の手伝いや仕事は進んでしましょう。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生やお客様に自分から進んであいさつをしましょう。 ・ チャイムが鳴ったら、話をやめて放送を聞きましょう。 	家庭学習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標時間を守って、進んで行きましょう。 《目安》 1・2年・・・20分間 3・4年・・・30～40分間 5・6年・・・50～60分間 ・ 次の日の学習用具を確かめましょう。 ・ テレビを消して学習しましょう。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手を洗い、身支度を整えましょう。 ・ 校内放送は静かに聞きましょう。 ・ 「ごちそうさま」をするまでは、立ち歩きはしません。 	夕食後	<ul style="list-style-type: none"> ・ メディアを使用するときは、約束の時間を守りましょう。 《目安》平日・・・1時間以内 休日・・・3時間以内
そうじ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身支度して掃除場所へ行きましょう。 ・ しっかりとそうじしましょう。 (もくもく掃除) ・ 用具の後始末をとしてから、反省会をしましょう。 	ねる時刻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な睡眠時間をとれるように寝ましょう。 ◆低学年→午後8時30分 ◆中学年→午後9時00分 ◆高学年→午後9時30分
		一日を通して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分でできることは自分でしましょう。 ・ お世話になった人にお礼を言いましょ

※夏休みや冬休みのメディアの使用については、児童会「メディアのきまり」をもとに取り組みます。

※メディアとは、各種ゲーム機、テレビ、スマホ、パソコン・タブレット等のことです。

学習用具などのきまり

※下記に示す用具は、子どもの集中力を妨げるような模様やキャラクターの柄のない、学習にふさわしいものを用意してください。

※学校生活で学習に関係ない物は、持って来ません。

1 筆箱

- ・小学生の学習に適切なデザインと大きさのもの。
- ・キーホルダー等は付けない。

2 筆箱の中に入れるもの

- ・削った鉛筆（5～6本） ・白い消しゴム（香りのないもの）
 - ・直線定規
 - ・赤、青鉛筆（1～3年） ・赤、青ペン（3年～6年）
- ※必要に応じて学年でそろえて使うもの（蛍光ペン、付せん）

3 学習用具

- ・下敷きは透明無地のもの。

4 机の中の道具箱に入れるもの

- ・ものさし ・はさみ ・のり ・クレヨン（パステイック）
- ・名前ペン（フェルトペン）

※学年の学習内容によって、分度器、コンパス、三角定規等の学習用具も含まれる。

（その際は担任より連絡をする）

5 カバンに下げるもの

- ・おもちゃ的要素の濃い物は不可。 ・お守りであっても一つまでとする。
- ・防犯ブザーはOK ・熊鈴はOK ・1年生は安全協会からのもの。

6 女子の髪留め、ゴム

- ・周りの人が気にしてしまうものや、飾りがついたもの、なくして困るようなものは不可。

※「シュシュ」は可。（腕にはつけないこと）

7 運動着

- ・体育の授業、体育的行事の際には学校指定の運動着を着用する。

8 上履き

- ・学校指定の物（新しい物を買うときは、男女とも青い線のものにする。）

9 身体健康面に関する物

- ・リップクリーム、ハンドクリーム、箱ティッシュなど治療目的で使用する物は、家庭と担任と相談したうえで判断する。

10 名札

- ・必要に応じて、学校で指定のものを購入する。（新2～6年）

11 給食袋に入れるもの

- ・歯ブラシ ・コップ

校外生活のみまり

1 遊びのみまり

- ① 子どもだけで、お店に入りません。
- ② お金や物（ゲームソフト、カードなど）をあげたりもらったり、貸し借りしません。
- ③ 学区外へ、家の人（大人の人）といっしょでなければ行けません。
- ④ 万引き（お店の品物をだまって持ってくる）は、絶対にしません。
- ⑤ ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス、ボウリング場には、子どもだけで入りません。（家の人といっしょに入ります）
- ⑥ スマートフォンやタブレット等でインターネットやメールをするときは、家の人にゆるしを得てから、使しましょう。
- ⑦ 遊びをやめて、家に帰る時刻を守りましょう。
3～10月・・・午後5時（音楽が鳴る）
11月～2月・・・午後4時
- ⑧ 友だちの家であっても、その家の大人の人がない家に入りません。
- ⑨ 友だちの家におじゃましたら、あいさつをしましょう。
- ⑩ 昼になったら、一度家にもどって昼食を食べましょう。

2 自転車のみまり

- ①安全のためにヘルメットを着用しましょう。（努力義務）
- ②大人のゆるしを得てから乗りましょう。
- ③自転車の使用できるはんいを守りましょう。（家の人と一緒にいるときは、その限りではありません。）
1・2年生・・・家のしきち内のみ
3年生・・・子ども会のはんい内のみ
4年生以上・・・学区内のみ（ただし胆沢図書館、プール、見分森公園は行ってもよい。）
- ④雨の日や夜間、12月1日～4月始業式前日までは、自転車に乗ってはいけません。
※春休み中の6年生の自転車使用についても原則禁止です。
ただし、通学の練習のために使用したいときは、親の許可を得れば乗って練習できます。

3 安全のみまり

- ① 川遊びなどに気を付けましょう。
 - ・流れの速い川や用水路には、近づきません。
 - ・川遊びをするときは、家の人といっしょにやりましょう。
- ② 火遊びは絶対にやめましょう。花火は必ず大人といっしょにします。
- ③ 知らない人に声をかけられたら「**いか・の・お・す・し**」を守りましょう。
 - ・誘われてもぜったいついていかない。
 - ・車にはぜったいのらない。
 - ・危険な時はおおきな声をだす。
 - ・連れて行かれそうになったら、すぐににげ、近くの家に駆け込む。
 - ・何かあったら家の人に必ずしらせる。

4 その他

- ①みんなが使う物にいたずら、らくがき等はしません。
- ②けがや命に関わること等で困ったことが起きたら、必ず大人の人に助けを求めましょう。

スクールバス乗車のきまり（学校発）

- 1 バスの前や車庫の周りで遊びません。
- 2 乗車5分前までに乗車しましょう。
- 3 乗車前にくつのどろや雪を落としましょう。
- 4 座席に荷物を置いたまま、校庭で遊びません。
- 5 必ず**シートベルト**をしましょう。
- 6 ランドセルは、ひざの上か足元に置きましょう。
- 7 運転手さんの指示に従いましょう。
- 8 大声でさわぎません。
- 9 物を投げたり窓から体を出したりするなど、危険なことは絶対にしません。
- 10 乗車中に家庭学習をしません。
- 11 下車する時は、完全にバスが停車してから立ちましょう。
- 12 道路を横断する時は、バスが発車した後に安全を確認してから横断しましょう。

保護者の皆様へお願い

バス停でお子様を迎える場合は、お子様が道路を横断しなくてもいい場所でお待ちください。

お子様が、止まったバスの前や後ろから飛び出す場合があります、危険です。



すこやかな生活

毎日の学校生活を楽しく充実するためには、『元気な心と体』が大切な基盤となります。

1 生活のリズムを整える

- (1) 睡眠・・・低学年は8時半まで、中学年は9時まで 高学年は9時半までに就寝し、朝は6時半までに起床するようにしましょう。
1時間前から学習に集中するためには、2時間前に起床し、脳を目覚めさせることが大切です。
★眠りは脳と心の栄養です。
- (2) 食事・・・朝食には体温を上昇させ、脳や身体を目覚めさせる効果があり、エネルギー代謝の活性化につながります。
多少栄養のバランスが悪くても、朝ごはんを食べることが大切です。
- (3) 運動・・・運動不足は、肥満や生活習慣病を引き起こすリスクを高めます。
外での遊びや運動、手伝いなど体を動かす生活をしましょう。
- (4) 排便・・・規則正しい生活をしていると、朝食後の排便が習慣になります。



2 朝の健康観察について

- ・毎朝、お子さんの健康状態を観察してください。
- ・体調がよくない時は無理せず休ませてください。
欠席や遅刻等する時は、マチコミや電話で、必ず朝のうちに連絡をお願いします。
- ・感染症予防のため、必要に応じてマスクを着用しましょう。

3 歯の健康について

- ・子どものむし歯予防は、保護者の協力が必要です。
- ・小学校の6年間は、乳歯から永久歯への生えかわりで、歯みがきが難しい時期です。低学年のみならず、小学生の間は仕上げみがきをしましょう。
- ・間食は、内容や量、食べる時間にも気をつけ、食事の妨げにならないようにしましょう。歯によいおやつも工夫してみましょう。



4 目の健康について

- ・「目は心の窓」と言われ、人間は眼から約80%の情報を得ています。
こどもたちが遊んだり、勉強やスポーツをしたり、美しい景色をみたり、毎日の生活を営むためには、「目は大切な器官」です。
- ・裸眼視力 1.0 未満の児童生徒が全国的に増加しています。外で過ごすことと近視になりにくく
いと言われています。積極的に屋外で過ごしましょう。

5 学校生活について

(1) 学校での病気やけがについて

①具合が悪いとき

保健室で休養させ、経過をみます。

回復しない場合はお家の方に連絡し、迎えに来ていただきます。

②けがをしたとき

学校管理下でのけがの応急処置をします。

大きなけが、病院で検査等を受けた方がよいと思われる場合は、お家の方と連絡を取り、措置（かかりつけの病院、希望する病院等の確認等）について相談することがあります。

★連絡先（勤務先）が変わった場合は、忘れずに学級担任へお知らせください。

(2) 出席停止の病気について

次ページの「学校感染症の種類と出席停止期間の基準について」をご覧ください。

(3) 災害見舞金制度について

①日本スポーツ振興センター

対象：学校で起きたけが等（登下校も含む）で、療養に要する費用の額が5,000円（保険3割負担で1,500円）以上の場合。

奥州市子ども医療助成は使用できません。後日口座へ振り込みになります。

②岩手県学校安全互助会

対象：学校で起きたけが等（登下校も含む）で5日以上入院や7日以上通院をした場合。

日本スポーツ振興センターで支給対象となったけが等が対象になります。

③岩手県PTA連合会

対象：学校以外（家庭など）で起きたけがで、医師の治療を受けた場合。

(4) その他

- ・保健室の着替え（運動着など）を利用した場合は、洗濯をしてお返しください。ただし、下着（パンツ）は新しいものを着用させますので、未使用の下着でお返しください。



学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの *その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

関係法令) 学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
(令和 5 年文部科学省令第 22 号令和 5 年 5 月 8 日施行)

参考文献) 「学校において予防すべき感染症の解説 (令和 5 年度改訂)」日本学校保健会

胆沢第一小学校の特別支援教育について

本校には、特別支援学級があります。

○本校の特別支援学級は、次の2つです。

個別に学習を進めるとともに、同学年の児童との交流学习を行っています。

- ・知的障がい学級（日常生活において必要な言語や生活技能なども学びます。）
- ・自閉症・情緒障がい学級（対人関係の形成や日常生活のルール等も学びます。）

○また、「ことばの教室」（通級指導教室）があります。

ことばに関することや、学習や対人関係についての困り感がある子どもを支援しています。

次のページに参考資料として、

『理解と支援を必要とする子どもたち（保護者向けパンフレット）』を掲載しました。

ご覧になり、自分のお子さんに当てはまるところがあったり、学校での様子が気になったりしたときは、ぜひご相談ください。

胆沢第一小学校では、教育相談の機会を随時設けています。

お子さんの発達などで気になる時は、まずご相談ください。

担任、特別支援コーディネーターが窓口となっております。

より専門的に見てもらいたい時は、奥州市教育研究所の先生による教育相談もおすすめしています。

下記のサイトも、ご参照ください。



家庭教育手帳
ドキドキ子育て
ワクワク子育て
イキイキ子育て
(文部科学省)



あそびっく

(独立行政法人国立青少年教育振興機構)



まなびっく

(独立行政法人国立青少年教育振興機構)



理解と支援を必要とする

子どもたち

(県教委学校教育室作成)

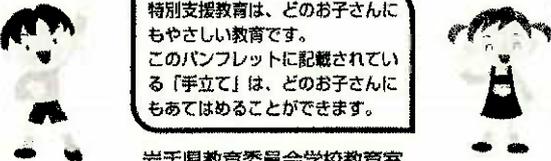


『理解と支援を必要とする子どもたち(保護者向けパンフレット)』

文部科学省「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」 保護者のみならずへ

理解と支援を必要とする子どもたち

—LD・ADHD・高機能自閉症の理解と対応—



特別支援教育は、どのお子さんにもやさしい教育です。このパンフレットに記載されている「手立て」は、どのお子さんにもあてはめることができます。

岩手県教育委員会学校教育部

「発達障がい」を知っていますか？

「授業中に立ち歩く」「ちょっとした刺激で集中ができない」「こだわりが強い」「計算は得意なのに文章題が苦手」

こうした特徴のある子どもたちの中には、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障がいの場合があります。

発達障がいは、脳の一部分のわずかな障がいによって起こると考えられていますが、適切な支援で充実した学校生活を送ることができます。「しつけの問題」や「努力不足」で起こるものではありません。

=== 主な発達障がい ===

LD (学習障がい)
主に学習面でのつまづきが大きい特定の能力(「読む」、「書く」等)や教科での課題が見られます。

ADHD (注意欠陥多動性障がい)
「集中ができない」「じっとしていられない」「カッとなりやすい」など、行動面にかかわる課題が見られます。

高機能自閉症(アスペルガー障がい)
「こだわりが強い」、「友達関係を作ることができない」など、興味や対人関係について、極端な偏りや難しさを示すなどの課題が見られます。

LD (学習障がい) の理解

読む、書くなどの一部の学習が苦手
「読むことはスラスラできるのに、漢字を書くことが苦手」、「計算は得意でも文章題は苦手」など、特定の学習を苦手とします。

行動面でも課題がある場合も・・・
学習面以外にも、行動面で落ち着きがなかったり、友人関係でトラブルが多かったりなどの課題を抱えているケースも多くあります。

A君の場合
漢字を書くことが苦手なA君。教育センターでの検査から、目で見て確認する能力が強い傾向が分かりました。そこで、「書き順に番号をふる」、「紙、柄など背景に出して書く」といった手がかりを用いることで、次第に書ける漢字も増えてきました。また、大きめのマスのノートを使う、画数の多い漢字は強変しないなどの配慮で自覚が出てきました。



ADHD (注意欠陥多動性障がい) の理解

集中のコントロールが難しい
ぼんやりしたり、すぐに興味が移って集中できなかったりなど、集中のコントロールが苦手です。

じっとしていることが苦手
授業中も座っていることができないなど、多動の傾向が見られます。

カッとなりやすい、よく考えずに行動しがち
思ったことをよく考えずにすぐに行動に移してしまいがちです。時には、カッとなって手が出てしまうことも・・・。

B君の場合
友達の何気ない言葉に怒って、つい手を出してしまうB君。本人に理由を聞けば、「自分の悪口を言った」、「自分の意見を聞いてくれない」など、それなりの理由があります。そこで「悪口を言われた場合でも、たたくのではなく、友達にやめるように言うこと」、「それでもやめない場合、その場から離れること」など、具体的に教えることで、不適切な行動が減ってきました。



高機能自閉症の理解

場や状況に応じた行動が難しい
静かにしなければならない場面でさわくなど、場の雰囲気を読むことが苦手です。

予定変更などへの対応が難しい
いつもと違う方法や内容で行うなどの急な変更に対応することが苦手です。初めての取組、場所等にも抵抗感があります。

対人関係のルールの理解が難しい
友達の様がることを書いてしまったり、断りもなく人の物を借りてしまったり・・・など、目に見えない人の気持ちや暗黙のルールを理解することが苦手です。

Cさんの場合
「予定の変更があると不安定になる」、「気に入らないことがあるとパニックを起こす」Cさん。自分の気持ちをコントロールするために小部屋を用意してもらいました。パニックを起こした後もその部屋を使うことで、早く落ち着くことができました。最近では、パニックを起こす前に、その部屋を利用することで、自分の気持ちをコントロールしています。



望ましい対応は？① —手がかりは、観察から—

◎「できること」、「うまく行く場面」に着目 * * * * *

「困った行動が多い」、「集中が持続しない」・・・などと思われている子どもでも、よく観察してみると、「いつもは落ち着きがないのに好きなことには集中している」、「絵などを使えば言っていることが理解しやすい」などの場面はないでしょうか。こうした、「うまくいっている」場面や手立では、他の場面や指導を考える際に、有効な手がかりになります。

例1 「5分くらいなら集中して取り組める」ケース
10分の課題を取り組むのは難しいけど、5分程度の課題を2回に分けてならできるかも・・・

例2 「見える手がかりがあると理解しやすい」ケース
話だけでなく、絵カードやメモなどを日常的に活用すれば、今よりしっかり話を理解できるかも・・・



望ましい対応は？② ー見通しは、主体性を生み出すー

◎「見通し」を持たせましょう。
 「自分から進んで行動できない」、「決められた時間に終わらない」・・・
 こうしたケースを子どもの立場で考えると、「次に何をすればよいか分からない」、「そんなになくさんやることがあるなんて知らなかった・・・」といったことが考えられます。
 こうした状況を改善するために、スケジュールや取り組み内容を知らせ見通しを持たせることが有効です。その際には、絵を活用したり、取り組み内容を細かく分けたり、その子どもが分かりやすいように配慮します。

例 取り組み活動を絵で示す

予定されている日程や活動を数枚の絵カード等で示すとともに、一つの活動が終わるたびに、「絵をはがす」、「チェックを入れる」などをして、自分で進行状況が分かるようにします。絵の中には、時間や使う道具なども記入する工夫も有効です。

6

望ましい対応は？③ ー何事も段階的に、スモールステップでー

◎スモールステップで取り組みましょう。
 「何やらせてもできない」、「できたことをすぐ忘れてしまう」・・・
 こうした場面で、つい大人は子どもに責任を押しつけがちです。一方で見方を変えると、子どもができるような段階を踏まえて教えていない大人の責任とも言えます。そこで、できるところから少しずつレベルを上げる「スモールステップ」での取組が必要になります。

例 シャツの裏表を間違えないで着る

始めは大きめの目印で、できるようになったら目印をだんだん小さく

例 ボタンをはめる

はじめは、「大人がボタンをボタン穴の半分まで通して、その後、子どもにやらせる」。できるようになったら「ボタン穴に通すところも子どもにやらせる」など、少しずつレベルアップ。

7

望ましい対応は？④ ー怒るより、教えましょうー

◎具体的に「どうすれば良いのか」教えましょう
 「だめでしょう」、「何回同じことで怒られるの」・・・
 つい口から出てしまう言葉です。それよりも、大事なことは、どうすれば同じことをしないで済むかを教えることです。そのためには、「こういう場面では、～すれば良いよ。」「友達をたたくのでなくて、～と言えば」など、具体的に望ましい行動を教えることが必要です。また、教えたことがうまくできた際には、ほめていくことで、その行動が定着します。

例1 イライラした時、どうすれば良いかを教える

⇒ イライラしたときの約束（「その場を離れる」、「先生に伝える」等）を決めて、トラブルを回避する方法を身につかせます。

例2 忘れ物をしないための手立てを身につかせせる

⇒ 忘れ物が多い場合、「チェック表を持たせる」、「遊具が一式入るケースを使わせる」など忘れ物をしないための手立てを用意します。

8

望ましい対応は？⑤ ーほめることは、最大の支援ー

◎「ほめる」ことで、自信をもたせましょう。
 「ほめる」→「自信が出る」→「より良い行動が増える」（不適切な行動が減る）
 このようにほめて自信を持たせることが大切です。「ほめることが無い」場合でも、少しの努力、少しの変化にも目を向ければ、見つけやすくなります。

例1 できる課題から取り組み

⇒ 「家に帰ると後始末もせずに道具を投げ出している」場合、まずは、「帽子をかける」ことを目標に、できるようになったならば、次にランドセルを片づけることに取り組みなど、できる課題からはじめるとほめる機会が多くなります。

例2 「目で見える評価」の活用

⇒ できたならカレンダーに記入するなどの目で見える評価は、自分を客観的に捉えより良い行動を定着させるきっかけになります。

9

学校と協力してより良い支援を作り上げましょう

◎学校では、保護者の協力を得て、校内全体での対応を検討します。

現在、各学校では特別な支援を必要とする子どもたちの対応を担任だけでなく校内全体での対応をするために「特別支援教育コーディネーターの指名」や「特別支援教育校内委員会の設置」を行っています。この中では、担任をはじめ、関係する職員が情報を共有しながら、より良い支援の在り方を話し合っています。その際、保護者の方々からの要望や意見を伺うことも必要です。中には、すぐに実現することが難しいこともあります。当面できること、徐々に取り組んでいくことなど、一緒に話し合う中でより良い支援ができると思います。学校と協力をして、お子さんのためにより良い支援を作り上げましょう。



10

すべての保護者の皆様へお願い

子どもが将来にわたって、幸せに暮らして欲しいとの思いは、親であれば誰もがもつ願いです。また、年齢の違い、障がいの有る無しにかかわらず、それぞれが理解し合い、共に生きることが出来る地域社会を作り上げていくことも大切なことです。

これからの社会を担う子どもたちこそ、自分を大切にすることと同じように一人一人の違いを認め、他も大切にすることを育てていく必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、「共に学び、共に育つ教育」は重要です。すべての子どもたちが生き生きとした学校生活を送ることができるよう、保護者の皆様方のご理解とご支援をお願いいたします。

困った際には相談ください

県立総合教育センターでは、校種を問わず、特別な支援を必要とするお子さんの養育、指導にかかわる相談を行っています。相談をご希望の場合、下記のダイヤルに連絡をお願いします。なお、案所での相談も行っております。（要予約）お気軽に連絡をください。

県立総合教育センター
 「コスモスダイヤル」
 0198-27-2473
 （花巻市北瀬口2-82-1）

作成・発行 岩手県教育委員会学校教育室（岩手県盛岡市内丸10-1）
 TEL 019-629-6143 平成20年12月発行 複製等二次利用可

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

奥州市立胆沢第一小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「仲よくはげまし合う子ども」の育成を図ることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【 いじめ防止対策推進法第2条 】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する「居場所づくり」を通して、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実を努める。

- (6) 情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることを意味について考えさせるなど、年間計画に基づき学年に合わせた情報モラル教育を実施する。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年長（関係児童担任）、養護教諭、特別支援コーディネーター、PTA代表、担当指導主事、スクールカウンセラー（SC）等

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

- ①月1回を定例会（職員会議で情報交換・共有）とする。
- ②いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「ふわふわ言葉」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
- (4) いじめの問題にかかわる学級会の実施
- (5) いじめ克服をテーマとした演劇発表
- (6) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、PTA総会の資料に掲載して広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に！」：元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 学級活動等で、いじめについて考えるにあたり、保護者にインタビューする。
- (6) 通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。
- (7) 携帯電話、インターネット等の利用の問題に関しては、家庭との連携を図って指導する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修（生徒指導研修会等）を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会
- (2) いじめの問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断
- (3) 年度初めに「学校いじめ防止基本方針」を基に校内体制の確認

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後、児童館等においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 (6月・10月・2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 (6月・10月)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・スクールカウンセラー
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・(連絡先など)
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830（24時間対応）

4 いじめの早期発見に関する留意事項

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

〇いじめを受けている児童が学校で出すサイン

(※は、無理にやらされている可能性のあるもの)

発見の機会	観察の視点 (特に変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻・欠席が増える 表情がさえず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> 始業時刻ぎりぎりの登校が多い 健康観察の音が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> 忘れ物が多くなる 用具、机、椅子等が散乱している 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> 涙を流した気配が感じられる 周囲が何となくざわついている 席を替えられる
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 正しい答えを冷やかされる 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ひどいあだ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> グループ分けで孤立することが多い 保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 一人でいることが多い 訳もなく階段や廊下等を歩いている 用もないのに職員室等に来る 遊びの中で孤立しがちである プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 集中してボールを当てられる 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時	<ul style="list-style-type: none"> 食べ物にいたずらされる グループで食べるとき、席を離している その児童が配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> 嫌われるメニューのときに多く盛られる ※好きなものを級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 目の前にゴミを捨てられる 最後まで一人でやる 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※なまけることが多くなる ※人の嫌がるような仕事を一人でやる
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 衣服が汚れていたり髪が乱れたりしている 顔に擦り傷や鼻血の跡がある 	<ul style="list-style-type: none"> 急いで一人で帰宅する 用事がないのに学校に残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る

※登下校時の様子にも留意する。

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援（個別面談や家庭訪問）と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

6 いじめの解消 **R8 新設**

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- (2) いじめが解消されている状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安とする）②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。
- (3) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視する。
- (4) いじめが解消している状況に至っても、再発する可能性があることを踏まえ、被害児童・加害児童について日常的に注意深く観察していく。

7 いじめの未然防止、早期発見・対応の年間計画

月	取 組 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の説明。いじめの定義、認知の共有 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」を保護者への周知 ・児童の実態を把握する
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールデンウィーク後の生活習慣の見直しと改善 ・学習や生活の悩みの早期発見、解消を図る
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活悩みアンケート①」の実施 <ul style="list-style-type: none"> →結果を基に、問題の経過を把握し、支援に活かす。教育相談の実施。 →いじめ対策委員会を実施 いじめ事案の認定等 ・学びと心の指導員、家庭相談員、主任児童委員に、1学期の様子の説明 ・自己肯定感を持ち、友だちと適切な関わりができるようにする ・学校運営協議会①で「方針」説明と1学期の様子の説明する
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動等を整理して、2学期からの支援に活かす
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> (いじめの未然防止、早期発見・対応に関する研修会等) (いじめの問題への取り組みについての自己診断等)
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の生活習慣の見直しと改善 ・「心とからだの健康観察」の実施
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会の行事を通して児童理解と集団づくりを行う。
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活悩みアンケート②」の実施 <ul style="list-style-type: none"> →1学期の実態を踏まえて問題の経過を追うとともに、新たな問題の早期発見、早期解消を図る。教育相談を実施 →いじめ対策委員会の実施 いじめ事案の認定等 ・情報モラル教育の実施（学活と関連） ・学びと心の指導員、家庭相談員、主任児童委員に、1学期の様子の説明 ・PTA研修会（ネットいじめも含めた研修会）PTA文化講演会の活用
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学びフェストに関するアンケート」の実施（保護者） ・「学びフェスト」の実施（教職員） ・問題行動等を整理し、3学期からの支援に活かす
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後の生活習慣の見直しと改善 ・1・2学期の実態を踏まえて問題の経過を追うとともに、新たな問題の早期発見、早期解消を図る
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活悩みアンケート③」の実施。2学期の実態を踏まえて問題の経過を追うとともに、新たな問題の早期発見、早期解消を図る。 →いじめ対策委員会の実施 いじめ事案の認定等 ・学校運営協議会で、2・3学期の様子の説明する
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動等を整理し、次年度へ確実に引き継ぐ。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条②】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭（必要に応じ保護者との面談・家庭訪問の実施）、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

Ⅷ いじめ事案対応に関するフローチャート（組織対応の流れ）

